AMT/NEWSLETTER
Dispute Resolution

2026 年 11 月 24 日

個人情報漏えいリスクの変化と企業対応
―近時の動向と裁判例を踏まえた予防・事後対応―

弁護士 赤川 圭 / 弁護士 一圓 健太 / 弁護士 宮庄 美咲

Contents

Ⅰ. 個人情報漏えいに関する最近の動向

Ⅱ. 個人情報の漏えいに関する損害賠償請求事例
1. 最高裁平成 29(2017)年 10 月 23 日判決及び大阪高裁令和元(2019)年 11 月 20 日判決
2. 近時の裁判例

Ⅲ. 情報漏えい時の対応

Ⅳ. 事前予防、事後対応

Ⅰ. 個人情報漏えいに関する最近の動向

個人情報(氏名、生年月日、住所、電話番号、マイナンバー等)の漏えい事件が継続して報道されています。個人情報の漏えいは、従業員による持出しや誤送信等に限らず、外部からの不正アクセスによっても発生しており、とりわけランサムウェア攻撃に伴う情報の窃取や、窃取した情報の公開を示唆して金銭を要求する事案への対応が、事業者にとって重要な課題となっています。

また生成 AI が、フィッシングメールの巧妙化や、音声・映像を用いたなりすましなどに悪用されている可能性も指摘されており、不正アクセスのさらなる拡大が懸念されています。

従来は、個人情報の価値や漏えいによる精神的損害については一律の金額で評価できるものではなく、実害ベースで考えるという実務傾向にもあったように思われます。しかし近時の発生件数の増大にも照らすと、従来の実務傾向が見直される可能性や、漏えいした情報の内容、漏えい先や拡散の状況、実際の悪用の有無、事業者の安全管理措置や発覚後の対応等を、より一層個別具体的に検討することが求められる状況が生じていると考えられます。

裁判例においては、個人情報漏えいに伴うプライバシー侵害と精神的損害の評価が問題となってきました。最高裁平成 29(2017)年 10 月 23 日判決は、漏えいによる具体的な二次被害が主張・立証されていないこと等を理由として請求を退けた原審の判断に対し、プライバシー侵害による精神的損害の有無等についてさらに審理する必要があるとして、事件を差し戻しました。その後も、東京高裁令和 2(2020)年 3 月 25 日判決や東京地裁令和 5(2023)年 2 月 27 日判決など、個別の事情に即して賠償責任を判断する裁判例が見られます。

II. 個人情報の漏えいに関する損害賠償請求事例

1. 最高裁平成 29(2017)年 10 月 23 日判決及び大阪高裁令和元(2019)年 11 月 20 日判決

顧客の氏名、住所、電話番号等の個人情報が、従業員によって不正に持ち出された事案において、最高裁平成 29(2017)年 10 月 23 日判決は、原審がプライバシーの侵害による上告人の精神的損害の有無及びその程度等について十分に審理していないとして、原判決を破棄し、原審に差し戻しました。差戻審である大阪高裁令和元(2019)年 11 月 20 日判決は、①侵害された個人情報の内容及び性質、②プライバシー権の侵害態様、③流出した範囲、④実害の有無、⑤個人情報を管理していた者による対応措置の内容を考慮し、1000 円の慰謝料を認めました[1]。

2. 近時の裁判例

上記 1 の差戻審で示された精神的損害に関する基準は、近時の裁判例においても踏襲されていると考えられます。

例えば、東京高裁令和 2(2020)年 3 月 25 日判決は、①漏えいした氏名、住所、電話番号等は、個人の内面等に関わるような秘匿されるべき必要性が高い情報とはいえないこと、④実害の発生がうかがわれないこと、⑤被控訴人は漏えい発覚後に直ちに対応を開始し、監督官庁に対する報告等を行っていること等を総合考慮し、1 人当たり 3000 円の慰謝料を認めました。

また、東京地裁令和 5(2023)年 2 月 27 日判決も、①原告らの氏名、住所、電話番号等は、秘匿する必要性が高い情報であるとはいえないこと、④実害の発生は認められないこと、⑤漏えい行為の発覚後、情報漏えいの被害拡大を防止する手段を講じ、監督官庁に対する相談・調査報告等を行ったこと等を総合考慮し、原告ら 1 人当たり 3000 円の慰謝料を認めました。

このように近時の裁判例も、上記 1 の差戻審の基準を踏まえ、必ずしも実害が明らかでない場合にも、特に①侵害された個人情報の内容及び性質や、⑤個人情報を管理していた者による対応措置の内容等を総合考慮し、精神的損害の有無やその程度を判断しているとも考えられます。

III. 情報漏えい時の対応

なお、民事の賠償責任と少し離れますが、情報漏えいが生じた場合の行政責任にも留意する必要があります。

個人情報の保護に関する法律(以下「個情法」といいます。)では、個人データの漏えい[2]が発生した場合、被害拡大防止等の安全管理措置(個情法 23 条)を講じる必要があり、その漏えいが重大な事案である場合には、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を行うことが義務付けられています(個情法 26 条)。当該報告・通知義務に違反した場合には、勧告・緊急命令(個情法 148 条)、ひいては罰金が科される可能性があります(個情法 178 条)。

情報漏えい時の対応は、漏えいした情報の内容や、漏えいの規模・態様によって異なります。そのため漏えい発覚時には、まず被害拡大防止措置を講じると共に、対象となる情報の内容や漏えいの範囲等を技術的な調査を行うなどして特定することが求められます。また、事案の把握は被害の拡大を防止するためにも不可欠ですが、内容の全てが判明して

---

1 詳細は、弊所ニュースレター「【訴訟/仲裁/ADR】個人情報漏えいに関する賠償請求事件の展開」(2020 年 7 月)をご覧ください。
https://www.amt-law.com/insights/newsletters/publication_0021877_ja_001/

2 「漏えい」とは個人データが外部に流出することをいい、その典型例は、個人データを第三者に誤送信した場合、個人データがインターネット上で閲覧可能な状態になっていた場合、不正アクセス等により第三者に個人データを含む情報が窃取された場合が挙げられます(個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (通則編)」(2016 年 11 月(2026 年 6 月一部改正))3-5-1-2)。
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/260614_guidelines01.pdf

いないときであっても、個人情報保護委員会に対しては発覚してから 3～5 日以内を目安に速報を[3]、本人に対しては「当該事態の状況に応じて速やかに」通知を行う必要があります[4]。例えば、個人データの委託関係があり複雑な事案などは速報の後、個人情報保護委員会から複数回質問されることもあり、センシティブな情報の流出があれば本人から苦情が申し入れられることもあります。こういった事態に備えて、漏えい発覚時には早期から慎重な対応を要し、個別事案に応じた適切なタイミングでの情報の開示、報告が必要となります。

以上のような個情法を遵守した適切な対応は、行政責任を軽減するだけでなく、上記Ⅱのとおり裁判における損害賠償額の認定にも影響を及ぼす可能性があることも意識する必要があります。

Ⅳ. 事前予防、事後対応

上記で紹介した裁判例では、氏名、住所、電話番号等の漏えいについて、漏えいした情報の内容や実害の有無、事業者の発覚後の対応等を踏まえ、慰謝料額が判断されています。ただし、これらの判断は、今後の漏えい事案における賠償額の基準を一律に定めるものではありません。近時の事案では、漏えいした情報の種類や機密性、漏えいの規模が、過去の裁判例で主に問題となった事案とは大きく異なる場合があります。例えば、身分証明に用いられる情報等が大規模に漏えいした場合には、情報の内容・性質や影響の範囲を踏まえ、従来の事案と比べて訴訟リスクや賠償リスクが高くなるとも考えられます。

平時から、個人データへのアクセス管理や取扱状況の把握などといった安全管理措置を適切に講じ、定期的に見直すことが重要なのは当然ですが、漏えいが発生した、又はそのおそれを把握した場合には、被害拡大の防止や事実関係の速やかな確認を行い、個人情報保護委員会への報告・本人への通知を行うなど、必要な対応を発覚後に適切に進めることが、被害拡大を抑え、企業としてのリスクを適切に抑制することにつながります。

こうした近時の情勢もあることから、個人情報漏えい時の対応については、情勢の変化に対応できる知識と経験のある法律家へのご相談をご検討いただければと思います。

以上

---

3 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）3-5-3-3。

4 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）3-5-4-2。

■ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

■ 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。

弁護士 赤川 圭 kei.akagawa[at]amt-law.com
弁護士 一圓 健太 kenta.ichien[at]amt-law.com
弁護士 宮庄 美咲 misaki.miyasho[at]amt-law.com
※メールを送信する際には、[at]を@に変更してお送りください。

■ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、お問い合わせにてお手続き下さいますようお願いいたします。

■ ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。